第４号様式（その１）（第５条関係）

（一般廃棄物収集運搬業用）

許　　可　　証

綾瀬市指令リ第　５　号

令和　７　年　７　月　３　日

住所　神奈川県厚木市金田９９６番地

氏名　有限会社　長澤商事

代表取締役 長　澤　順　一　様

綾瀬市長　橘　川　佳　彦　印

令和７年５月２９日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、次のとおり許可します。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市早川８０８番地１７ 有限会社　長澤商事　綾瀬営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（生ごみ、紙くず、木くず、缶、びん）
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	綾瀬市内全域
処理及び処分料金	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第２４条第１項及び高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第９条第３項に定める額の範囲内とする。
営業許可期間	令和７年７月４日～令和９年７月３日
条件	裏面のとおり